ＵＳＥＮ Ｗａｒｒａｎｔｙ Ｐｌｕｓサービス規程

第１条(総則)

1. ＵＳＥＮ Ｗａｒｒａｎｔｙ Ｐｌｕｓサービス（以下「本保証」といいます。）は、株式会社ＵＳＥＮ、株式会社ＵＳＥＮ―ＡＬＭＥＸ及び株式会社ＵＳＥＮ ＴＲＵＳＴ（三者とも株式会社Ｕ－ＮＥＸＴ ＨＯＬＤＩＮＧＳの完全子会社であり、以下併せて「サービス提供者」といいます。）が共同で運営し、お客様に提供するサービスです。
2. サービス提供者は、本保証の対象となる製品（以下「本製品」といいます。）について、「ＵＳＥＮ Ｗａｒｒａｎｔｙ Ｐｌｕｓサービス規程」（以下「本規程」といいます。）に定めるところに従い、無償修理（以下「保証修理」といいます。）を提供します。なお、本製品が店舗運営支援ロボットである場合は、本保証として、保証修理と併せて、本規程に定めるところに従い、賠償責任補償を提供します。
3. サービス提供者は、本保証の提供にあたり、保険会社と損害保険契約を締結しています。
4. お客さまが本保証を申し込んだ時点で、本規程に同意したものとみなします。

第２条(保証修理及び賠償責任補償の範囲)

1. 保証修理は、本製品の取扱説明書や本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で偶然な事故により本製品に生じた損害を対象とします。
2. 賠償責任補償は、お客様が店舗運営支援ロボットを使用又は管理することによって生じた偶然な事故により、他人の身体の障害又は財物の損壊について、お客様が法律上の賠償責任義務を負担することによって被る損害を対象とします。
2. 第11条（保証修理の適用除外事項）及び第12条（賠償責任補償の適用除外項目）に該当する場合には、保証修理及び賠償責任補償の対象外とします。

第３条(本保証期間)

1. 本保証が効力を有する期間（以下「本保証期間」といいます。）は、以下の通りとします。

(1) 保証修理

本製品の納品日から始まり、納品日から３年後の応当日（以下「保証終了日」といいます。）の午後４時まで

(2) 賠償責任補償

店舗運営支援ロボットの納品日から始まり、第７条（保証の終了）に基づき本保証が終了するまで

2. メーカー保証期間内に初期不良等によりメーカー及びサービス提供者より交換品（第４条第１項及び第２項に基づく代替品を除きます。）が提供された場合であっても、その事由の如何を問わず、保証終了日は変更されないものとします。

第４条(保証修理の内容)

1. 本保証期間内に、本製品に偶然な事故により生じた損害が発生した場合、サービス提供者は、保証修理を行います。
2. 本保証期間内において、本製品に係る保証修理の回数に制限はないものとします。
3. Apple 製品の保証修理の内容は、別紙「Apple 製品の修理サービスに関する免責事項に関する特則」にて定めるものとします。

第５条(賠償責任補償の内容)

1. 本保証期間内に、お客様が店舗運営支援ロボットを使用又は管理することによって生じた偶然な事故により、他人の身体の障害又は財物の損壊について、お客様が法律上の賠償責任義務を負担することによって被る損害が発生した場合、サービス提供者は、その損害を補償します。
2. 本保証期間内において、店舗運営支援ロボットに係る賠償責任補償の回数に制限はないものとします。ただし、１事故あたりの支払限度額は1,000万円とします。

第６条(保証修理における代替品)

1. 保証修理における１回の修理に要する費用の金額が本製品の販売価格を超過する場合、サービス提供者は、保証修理に代えて、本製品の代替品を提供します。なお、代替品は、原則として本製品と同一型番の製品とします。
2. 前項の規定にかかわらず、製造中止等の理由により本製品と同一型番の製品の入手が困難な場合は、メーカーを問わず本製品と同等の機種をもって代替品とします。この場合、お客様はサービス提供者に対して、代替品の機種、型番等の指定を行うことはできません。
3. 本製品が店舗運営支援ロボット以外である場合に、前２項に基づきサービス提供者が代替品を提供したときは、本保証期間の残期間の有無にかかわらず、本保証は終了します。また、この場合、本製品の所有権は、代替品の提供と引換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、その後、係る本製品をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。
4. 本製品が店舗運営支援ロボットである場合に、本条第１項又は第２項に基づきサービス提供者が代替品を提供したときは、本保証期間の残期間の有無にかかわらず、当該店舗運営支援ロボットに対する本保証のうち、保証修理の提供のみ終了するものとします。本製品の所有権は、代替品の提供と引換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、その後、係る本製品をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。なお、賠償責任補償の提供は、本保証期間の残期間において継続するものとします。

第７条(保証の終了)

本保証は、次の事項に該当する場合に終了します。

(1) 本保証期間が満了した場合、又は第６条第３項若しくは第４項に定めるところに従い代替品が提供された場合。

(2) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行えず、又は修理のための部品等の供給を行えない状態となった場合（事業承継等により、メーカーと同水準・同条件にて修理を行う者が存在する場合、又は代替品の提供が可能な場合は除く。）。

(3) 本製品が第三者に譲渡又は転売等された場合。

(4) サービス提供者が設置・工事した本製品をサービス提供者に通知なく移転又は移設した場合。

第８条(お客様のご負担となる主な費用)

次に定める費用は、第１条に定める本保証の保証範囲には含まず、専らお客様のご負担によるものとします。

(1) 本製品の着脱費用（梱包材等諸費用を含む。）及び片道分の送料。

(2) 本製品の修理方法を問わず、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費・宿泊費・送料（往復共）等。

(3) 本製品の設置・工事費用及び本製品の処分に係る費用（リサイクル費用を含む。以下同様。）並びに代替品提供の際に発生する送料及び設置・工事費用並びに当該代替品の処分に係る費用。

(4) 本保証利用時にお客様からサービス提供者への連絡に必要となる費用、その他通信費用。

(5) 保証修理を行う際に、修理期間中の代用品をお客様が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。

(6) 出張又は引取を希望される場合のこれに伴う諸費用（出張修理、引取費用、梱包材等）。

(7) 本保証の対象外となる故障及び当該故障の修理に必要となる費用。

(8) 本保証の対象外となり、保証修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

第９条(本保証の請求方法)

1. お客様は、本保証の適用を希望する場合、以下の連絡先に連絡するものとします。

■ＵＳＥＮインフォメーションセンター

フリーダイヤル：0120-117-440　　受付時間：9：00～22：30（年中無休）

本製品が「店舗運営支援ロボット」である場合

■ＵＳＥＮロボットサポートセンター

フリーダイヤル：0120-788-610　受付時間：10:00～22:00（年中無休）

2. サービス提供者は、お客様から本保証適用の請求をいただいたときに、本保証に関するお客様の登録情報（製品情報及び個人情報）を確認します。この場合において、お客様より本保証適用の請求に際して通知いただいた情報と登録情報との間に相違があったとき、又はその他お客様より必要な情報の通知をいただけないときには、サービス提供者は、本保証を提供しない場合があります。
3. お客様がサービス提供者以外の第三者に対して本製品の修理を依頼された場合には、本保証は適用されません。
4. サービス提供者は、必要と判断した場合に本製品に係る記憶装置のデータ消去を行うことがあります。当該消去について、お客様は予め同意するものとし、サービス提供者に対して何ら異議を述べないものとします。
5. お客様の都合により、修理受付日の翌日から起算して30日を経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。

第8条(登録情報の変更)

次に該当する場合、お客様は、速やかにＵＳＥＮインフォメーションセンターまで通知するものとします。通知がない場合、本保証が適用されないことがあります。

(1)　本保証期間中に、お客様の氏名・名称、連絡先電話番号又は住所等の変更がある場合。

(2)　メーカー若しくは販売会社より交換品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

第9条(個人情報の使用)

1. サービス提供者は、お客様に関する個人情報について、サービス提供者が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従うほか、次の目的で利用します。

(1)　本保証の継続、変更又は終了に関すること。

(2)　本保証のカスタマーサポートの提供。

(3)　サービス提供者及び第三者のサービスにおける商品・サービスの案内、キャンペーン情報（含む広告、宣伝。）のご提供、又は販売の勧誘（電話、郵便、メール等の方法による。）。

(4)　サービス提供者サービスにおける新商品・新サービスの開発のための意見や感想のお願い、その他マーケティング調査への回答のお願い。

(5)　キャンペーン情報その他特典サービスのご提供。

(6)　統計資料の作成。

2. サービス提供者は、保証修理（代替品の提供を含みます。）に際して、サービス提供者と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合に限り、サービス提供者の責任において、事業協力会社（メーカー・修理会社・販売店・金融機関等）へお客様の個人情報を提供します。

第10条(間接損害等)

1. サービス提供者は、本保証に関してお客様に生じた間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等を含みますが、これらに限られません。）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含みます。）並びに他の財物に生じた損害に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、サービス提供者は、サービス提供者の故意又は重過失によりお客様に生じた損害について、本製品の販売価格を上限として賠償責任を負うものとします。

第11条(保証修理の適用除外項目)

保証修理は、次の事項に該当する場合には、適用されないものとします。

(1)　本保証を受けられる方の故意若しくは重大な過失又は法令違反、加工着手（加工作業を加えた時をいいます。）後に生じた損害、改造、修理、設置、工事、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失又は技術の拙劣に起因する損害、故障及び障害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂又は爆発が生じた場合の損害については除きます。

(2)　記憶装置を持つ製品のデータの復元及び手配等に係る一切の費用。

(3)　取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書に記載している取扱方法とは著しく異なる不適切な使用（改造行為、増設、電池漏洩等）等、取扱いが著しく不適当であることに起因する故障及び損害。

(4)　メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障及び損害（塩害による錆、船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。）。

(5)　地震・噴火・これらによる津波による損害。

(6)　消耗品（電池、充電池、インクカートリッジ、フィルター、パッキン、ガスケット等）又はメーカーの指定する消耗品の交換に係る費用。

(7)　消耗品単位の故障及び損害。

(8)　メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び損害。

(9)　通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラム又はその他のソフトウェアに起因する故障及び損害。

(10) 紛失（置き忘れ又は紛失後の盗難を含みます。）、置き忘れによる損害。

(11) 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部分、スプリング等のヘタリ、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、虫食い、通常生じ得る外観上の損傷または汚損、その他類似の事由等）。

(12) 本製品の機能及び使用の際に影響の無い（機能の喪失又は低下を伴わない）損害（外観、傷、液晶の画面焼け若しくはピクセル抜け及び輝度低下を含む。）。

(13) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する本製品の故障及び損害。

(14) 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。

(15) 部品等本製品の構成部分の一部分であって、本製品中当該部分が無ければ、正常に本製品が動作しなくなる又は本製品の本来の仕様を満たさなくなるものが、サービス提供者への本製品の提供時点で欠落している場合（本製品の欠陥により脱落し、お客様の過失無くして紛失した場合を除く。）。

(16) 本製品の付属部品、アクセサリー、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する故障及び不具合。

(17) サービス提供者が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、サービス提供者が損害、故障の存在を確認できなかった場合。

(18) 本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等。

(19) 部品交換を行わない調整、その他手直し修理、解体、据付、組立、試験、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）などの作業上の過失又は技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂又は爆発が生じた場合の損害については除きます。

(20) お客様ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装、刻印等を元の状態に復旧する費用。

(21) 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）及び保険（共済を含む。）の制度により補償を受ける場合、又は受けた場合。

(22) サービス提供者を経由せず、修理をご依頼された場合、又は本製品を日本国外に持ち出しされた場合の日本国外からの保証修理依頼。

(23) 国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害。

(24) 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。

(25) 戦争（宣戦の有無を問わない。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱、内

乱その他これらに類似の事変又は暴動※1、テロ行為※2 に起因する故障及び損害。

※1 暴動とは、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

※2 テロ行為とは、政治的、社会的若しくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人又はこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(26) 本製品の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

(27) 本製品と異なる製品（シリアル番号等が異なる場合等）の修理をご依頼された場合、又は本製品のシリアル番号が確認できない場合（但し、製品の内蔵データ等から本製品と同一と確認ができる場合を除く。）。

(28) メーカー保証書の提示が無い場合。

(29) メーカー保証書の改ざん又は偽造があった場合。

(31) お客様による保証修理のご依頼が本保証期間の終了後になされた場合。

(32) 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害。

(33) 詐欺又は横領による損害。

(34) 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて 7 日以内に生じたガラスの損害

(35) 万引などによる損害

(36) 棚卸し、検品の際に発見された品不足による損害

第 12 条（賠償責任補償の適用除外項目）

賠償責任補償は、お客様が次に定める事項に該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、適用されないものとします。

(1) お客様又はお客様の使用人の故意によって生じた賠償責任

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動※1 に起因する賠償責任

※1 暴動とは、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

(4) お客様又はお客様の使用人が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(5) お客様又はお客様の使用人と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

(6) お客様の使用人がお客様の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

(7) 排水又は排気※2 によって生じた賠償責任

※2 排気には、排気煙又は蒸気を含みます。

(8) お客様又はお客様の使用人と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(9) 店舗運営支援ロボットの修理その他工事に起因する賠償責任

(10) 航空機、昇降機、自動車、船又は車両※3、若しくは動物の所有、使用又は管理※4 に起因する賠償責任

※3 車両とは、自動車及び原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

※4 航空機、昇降機、自動車、船又は車両※3、若しくは動物の所有、使用又は管理とは、貨物の積み込み又は積み下し作業を除きます。

(10) 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用又は家事用器具から排出、漏えい又は氾らんする液体、気体、蒸気等※5 による財物の損壊に起因する賠償責任

※5 液体、気体、蒸気等の成分は、水に限りません。

(11) 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

(12) 仕事の終了後※6 又は仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（但し、お客様又はお客様の使用人が、機械、装置又は資材を仕事の行われた場所に放置又は遺棄した結果に起因する賠償責任を除きます。）。

※6 仕事の終了後とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。

(13) お客様又はお客様の使用人の占有を離れた商品、飲食物又はその他の財物に起因する賠償責任

(14) 支給財物※7 の損壊に起因する賠償責任

※7 支給財物とは、次のア及びイに掲げる財物をいいます。

ア．作業※8 に使用される材料又は部品をいい、既に作業※8 に使用されたものを含みます。

イ．お客様又はお客様のためにお客様以外の者によって据え付けられる、又は組み立てられる装置若しくは設備をいい、既に据え付けられた、又は組み立てられたものを含みます。

※8 作業とは、お客様又はお客様のためにお客様以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃及び洗浄を含みます。

(15) 次のアからウに掲げる者が、その者の受託財物※9 を損壊したことに起因する賠償責任

ア．お客様の役員又は使用人

イ．お客様の下請負人

ウ．お客様の下請負人の役員又は使用人

※9 受託財物とは、次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア．借用財物

お客様が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ．支給財物※7

ウ．販売・保管・運送受託物

お客様又はお客様のためにお客様以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物及び支給財物を除きます。

エ．作業受託物

作業※8 のためにお客様が所有又は管理する財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

(16) お客様の承諾を得て店舗運営支援ロボットを使用する者が、事故により、他の店舗運営支援ロボットの利用者の身体の障害又は財物の損壊に対して負担する賠償責任

(17) お客様の承諾を得て店舗運営支援ロボットを使用する者が、店舗運営支援ロボットを第三者に貸した場合に、その第三者が起こした事故により負担する賠償責任

第 13 条（遵守義務）

お客様が本規程の定めに違反し、サービス提供者に対し著しい損害を与えた場合、またはそのおそれがあるとサービス提供者が判断した場合には、本保証期間中であっても、サービス提供者は、本保証を適用しないものとします。

第 14 条（サービス提供者による解除及び反社会的勢力排除に関する表明保証）

1. お客様及びサービス提供者は、本保証期間の開始日及び開始後において、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、並びに自らの役員、従業員、及び関係者が反社会的勢力の構成員、又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2. お客様及びサービス提供者は、相手方が次のいずれか一に該当することが合理的に認められた場合、何らの催告を要せず本保証を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

(3) 反社会的勢力を利用していること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項のいずれかに該当したお客様は、サービス提供者が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとします。

4. 第 2 項の規定による解除が偶然な事故により生じた損害の後になされた場合であっても、第 2 項のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した偶然な事故により生じた損害については、サービス提供者は、本保証を提供しません。この場合において、既に本保証修理を提供していたときは、サービス提供者は、お客様に対して、本保証相当額の返還を請求することができるものとします。

第 15 条(その他の注意事項)

1. 本製品の故障並びに損害の認定等についてサービス提供者とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. お客様がサービス提供者に修理を依頼した本製品について、サービス提供者が返却可能日をお知らせしている場合（お客様のご都合でお知らせできない場合を含みます。）、依頼をお受けした日の翌日から起算して 1 年を経過しても当該本製品をお受け取りいただけないときは、サービス提供者は当該本製品を処分することができるものとします。この場合、お客様は、当該本製品の修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含みます。）に加え、当該本製品の処分に要した費用の一切を、サービス提供者の請求に従い、速やかに支払うものとします。
3. サービス提供者は、本製品のメーカー、輸入業者又は加工業者ではなく、本製品の販売に付随して、お客様に対して保証を提供するものであり、製造物責任法第 3 条の責に任ずるものではありません。

第 16 条(本規程の変更)

1. サービス提供者は、以下の場合、お客様の承諾を得ることなく、本規程を改定することができます。

(1) 本規程の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本規程の変更が、本保証の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項に基づき本規程を変更する場合、サービス提供者は、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容並びにその効力発生時期を告知します。

第 17 条(合意管轄)

本保証及び本規程に関連して発生したサービス提供者とお客様の間の一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 10 月 1 日制定

2020 年 8 月 1 日改定

2021 年 12 月 1 日改定

2022 年 6 月 1 日改定

2023 年 9 月 1 日改定　※株式会社ＵＳＥＮの保証関連事業を株式会社ＵＳＥＮ　ＴＲＵＳＴが吸収分割により承継

2024 年 4 月 1 日改定

2024 年 9 月 1 日改定

2024 年 11 月 27 日改定

別紙

Apple 製品の修理サービスに関する免責事項に関する特則

本特則は、Apple 製品の保証修理を行うにあたり、その条件について定めるものです。

本特則にご承諾いただけない場合、サービス提供者では保証修理をお受けできません。なお、本特則に定めるもののほか、別途特段の定めがある場合を除き、サービス提供者は保証修理に関し一切の責任を負いません。

1. サービス提供者での修理完了後は Apple 正規修理店・キャリアショップ(docomo・au・SoftBank 等)による修理対応が受けられなくなる場合があります。

2. 製品の特性上、お預かり時の動作に問題がなく且つ正常な修理作業が行われた場合にも、お持ち込み前の水没・衝撃・圧迫・落下による電子チップやケーブル等の破損・断線等の原因により、作業後に不具合や動作不良が発生することがあります。画面が映らない、タッチパネルの感度が落ちるなどのほか、次の事例のような不具合や動作不良が起こり得る可能性があります。その場合でも製品・データの弁償や代替品の提供を含めて一切の補償はいたしません。
(事例)
① 防水、防塵性能の低下、Apple Pay・おサイフケータイ等の NFC が動作しなくなる
② データが変化・消失する ※事前に必ずご自身でバックアップをお願いいたします。
③ 近接センサー、カバーロック、指紋・顔などの各種認証機能や 3D タッチが利かなくなる

3. 症状、状態により修理出来ない場合があります。その場合修理前状態への復旧は保証いたしません。

4. 修理受付時に動作確認が出来ない製品に関しては一切の保証をいたしません。

5. 製品の状態によっては、パーツを交換しても症状が改善されない場合があります。

6. iPhone8 以降の機種においては、フロントパネル交換修理実施後に「TrueTone」が機能しなくなります。

7. iPhone11 以降の機種においては、フロントパネル交換修理実施後に非正規ディスプレイに関するメッセージが表示される場合があります。

8. iPhoneXS 以降の機種においては、iOS13 以上でバッテリー交換した場合に非正規バッテリーの警告が出ます（設定の「バッテリーの状態」において「重要なバッテリーメッセージ」が表示され、容量表示が正常に読み込まれない）。これは、iOS の仕様において元のバッテリーとロジックボードがペアリングされていることで起こる事象です。

9. 修理に使用するパーツは純正品ではありません。画面交換の場合、多少色合いが変わる場合があります。

10. 液晶一体型 iPad のタッチパ ネルガラス交換品には、反射防止コーティングが施されておりません。

11. パネル交換後に筐体フレームの歪みによってパネルが浮いてくる場合があります。

12. 筐体フレームの歪みにより修理が困難な場合、矯正をさせていただく場合があります。矯正には別途料金がかかります。

13. パネルの外周フレームとパネル面の粘着は経年劣化で弱くなっております。作業により剥離が進むことがありますが、その場合でも補償はいたしません。

14. 修理の際、パネルが剥離していますと表示不良が出る場合があります。その場合には別途料金が発生いたします。

15. プラスチック素材のカバーなどは、接着を一度剥がすため修理後に多少の浮きが起こる可能性があります。

16. 修理のためバックパネルを開閉することがありますが、素材によっては破損が生じる可能性があります。

17. はんだ付作業が必要になる場合、基板にはんだ直付けのためリスクの高い修理になります。修理後の基板不具合は一切保証しておりません。

18. スイッチ・ボタン部分の交換を行った場合、故障前の正常な状態と比べて押し具合が変わる場合があります。

19. フロントパネルやホームボタンの交換後、タッチセンサーボタンの LED が点灯しなくなる場合があります。

20. 部品交換を伴う修理において iPhone は 3 ヵ月、iPad/iPod・その他スマートフォン・タブレットは 1 ヶ月の再交換保証をしておりますが、交換後に割れや破損・打痕等ある場合は落下等の過失による故障とみなし、再交換保証の対象外となります。ただし、パーツの初期不良のみ再交換保証の対象となります。なお、水没シールが反応しているものや液体の侵入が確認出来る場合も再交換保証の対象外となります。

21. 交換パーツの初期不良については、実際に修理を行った製品に限り再交換の保証をいたしますが、交換箇所以外の不具合に関しては保証いたしません。

22. 動作不良のホームボタン交換において、修理後も改善されない場合は基板不良による不具合の可能性があります。再交換は試みますが返金はいたしかねます。

23. 水没修理後は長期のご利用を推奨出来ません。お引き渡し後、数時間で重篤なトラブルに見舞われる可能性もありますので、早めの買い替えをお勧めします。

24. 受付時に付帯しているアクセサリ類、フィルム等に関しては一切保証いたしません。

25. 引渡後に iOS の脱獄、落下等の衝撃、水没等による不具合を原因として製品が動作不良を起こした場合、一切の保証をいたしません。

26. 作業完了後のお引渡し時にお客様に動作確認をしていただいた後の返金対応はいかなる場合もいたしません。

27. 修理完了から 3 ヶ月経過後も製品のお受け取りがない場合は、所有権を放棄したものとみなし、事由に関わらず製品を廃棄させていただきます。

28. 修理交換後の元パーツは適切な処理をするべく原則としてサービス提供者で回収させていただきます。

以上